|  |
| --- |
| 【様式４】誓　　　約　　　書　　年　　月　　日　（宛先）前橋市長　所　 在　 地商号又は名称代表者の氏名　　　　　　　　　　　　　前橋市が実施する前橋市eラーニング研修委託業務に係る公募型プロポーザルの参加申請に当たって、次の事項を誓約します記１　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項各号に掲げる次の者のいずれにも該当しません。　　(1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者　　(2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者　　(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第３２条第１項各号に掲げる次の者　　　ア　指定暴力団員　　　イ　指定暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）　　　ウ　法人その他の団体であって、指定暴力団員がその役員となっているもの　　　エ　指定暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者（ウに該当する者を除く。）２　前橋市暴力団排除条例（平成２３年前橋市条例第３８号）に規定する暴力団員等（暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者をいう。）ではありません。３　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更正手続開始又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者ではありません。 |

発行責任者及び担当者

・発行責任者：　　　　　　　　　　　（電話番号）

・担　当　者：　　　　　　　　　　　（電話番号）

**《参考》**

**地方自治法施行令（昭和二十二年五月三日政令第十六号）**

（一般競争入札の参加者の資格）

**第１６７条の４**　普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

(1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

(2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第３２条第１項各号に掲げる者

２　普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について３年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

(1) 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

(2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

(3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

(4) 地方自治法第２３４条の２第１項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

(5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。

(6) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。

(7) この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。